

科目等履修者専用

※ この場合の提出書類は、この証明書のほか、別様式の「卒業証明書・指定科目履修証明書」が必要です。

第39回社会福祉士国家試験

社会福祉士指定科目(実習科目)履修(見込)証明書

【実習科目】社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第1条の3第二号に規定する実習科目

フリガナ			生 年 月 日
氏 名			昭和 年 月 日生
学部・学科・コース			平成
入 学 年 月	平成・令和 年 月	履修(見込)年月	平成・令和 年 月

指 定 科 目		履修状況	大学等において指定科目を読み替えている開講科目名	読替認定年月日及び番号等
22	ソーシャルワーク実習指導 (相談援助実習指導、 社会福祉援助技術現場実習指導を含む)	履修		
23	ソーシャルワーク実習 (相談援助実習、 社会福祉援助技術現場実習を含む)	履修		

(注)「履修状況」欄は、履修した(履修する見込みを含む)科目の「履修」の文字を○で囲んでください。
なお、実習科目は、2科目とも履修する必要があります。

上記の者は、当大学等において、**上記指定科目を** ☐ 修 め た ☐ 修める見込みである ことを証明します。
(いずれか該当する方にチェック☑してください)

令和 年 月 日

所 在 地

大学等確認申請の有無(※)	有 ・ 無
確 認 番 号	
確 認 年 月 日	

大学等名

大学等代表者氏名

学校コード番号

--	--	--	--	--

印

(※) 社会福祉に関する科目を定める省令 第5条第1項

学校担当者の方へ

在学中に「指定科目」をすべて履修した(履修する見込み)方は、この証明書を作成する必要はありません。

この証明書は、大学等で「実習科目」以外の「指定科目」を修めて卒業し、その後「科目等履修制度」により、大学等で「実習科目」を修めたことを証明する場合のみ作成してください。

実習時間は、指定科目(実習科目以外)のカリキュラムにおける時間数を満たすこと。

科目等履修の場合、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事していたとしても、実習は免除されません。